令和８年（フ）第１９６号
兵庫県明石市野々上２丁目４番地の１　西明石ヤングパレスⅡ－302号
債務者　吉中　隆二
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第３７号
兵庫県豊岡市日高町国分寺182番地の１　シティハイツＵ６号室
債務者　藤川　隆行
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第６０号
島根県出雲市平田町686番地２
債務者　小村　　務
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第１６２号
広島県府中市高木町250番地１　サンハイツＡ－201
債務者　新谷　幸希
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５２号
山口県岩国市藤生町三丁目26番３号
債務者　杉本　光暖
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２２１号
徳島県徳島市沖浜町北畑550番地の１、旧住所福岡県那珂川市片縄２丁目62番地（スプラウト那珂川201号）
債務者　山内　量彦
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１４号
宮崎県西都市大字岡富765番地
債務者　圖師　美枝
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１５号
宮崎市大塚町権現前950番地２
債務者　岩崎　真実
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３５号
宮崎県西都市大字茶臼原1314番地
債務者　柏木　美利
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３７号
宮崎市大字赤江100番地４
債務者　中武　和美
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３２号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目20番18－202号　中村清子アパート
債務者　嘉数絵梨菜
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１６６号
福島県郡山市小原田三丁目10番19号
債務者　石塚　　勇
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３８１号
京都府与謝郡与謝野町字弓木2301番地
債務者　白数　浩城
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４５２号
京都府八幡市男山金振26番地５　セジュール男山209
債務者　原　　英司
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６０２号
京都市北区大宮薬師山東町16番地１　ケレケレの家101、前住所京都市下京区小坂町６番地２　グループホームゆうき丹波口
債務者　前澤　尚克
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０６号
京都市伏見区石田桜木11番地21　ヴィラ伏見312号室
債務者　守袖真由美
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９３４号
京都市中京区西ノ京新建町12番地38　壬生東市営住宅Ｃ棟　302号
債務者　永田　洋子
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係